

法務局で利用するので申請書の上部は開けておきます。

登記申請書

登記の目的 抵当権抹消

原因 令和4年5月10日解除

【原因】
※解除証書もしくは弁済済証参照
金融機関から受領した解除証書もしくは弁済済証に記載してある原因日付を記載します。

抹消すべき登記 令和1年5月7日
受付第807号

【抹消すべき登記】
※登記情報（登記事項証明書）参照
今回抹消する抵当権が設定されたときの登記の日付と番号を記載します。

権利者 千代田区霞が関一丁目1番1号
法務太郎

【権利者】
※登記識別情報（登記事項証明書）参照
不動産の所有者の住所と名前を記載します。
複数人以上いる場合は、全員の住所と名前を記載します。
登記情報（登記事項証明書）に記載されている住所氏名と現在の住所氏名が異なる場合は、この抵当権抹消登記の前に住所変更などの登記を申請する必要があります。

義務者 千代田区霞が関一丁目1番1号
株式会社 法務銀行
(会社法人等番号 1234-56-789012)
代表取締役 甲野太郎

【義務者】
※金融機関の登記事項証明書参照
金融機関の住所、名称、会社法人等番号、代表者の氏名を記載します。
金融機関の名称が抵当権を設定したときと異なる場合は、登記の内容が複雑になる場合があるので、当サイトの提携司法書士もしくはお近く司法書士に依頼しましょう。

表題部 (土地の表示)		調製	不動産番号
地図番号	界隈特定		000000000000
所在地 特別区南都町一丁目			
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務太郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.6% (年3.65日割計算) 損害金 年1.45% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務太郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社 南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第2340号)
共同担保目録			
記号及び番号	(a)第2340号	調製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	
2	特別区南都町一丁目101番の建物	1	

見本

添付書類

登記識別情報 登記原因証明情報 会社法人等番号 代理権限証明情報

登記識別情報（又は登記済証）を提供できない理由

不通知 失効 失念 管理障害 取引円滑障害 その他（ ）

令和4年5月16日申請 東京法務局板橋出張所

【申請日】
窓口を持参する場合は、持参する日を郵送する場合は、「令和 年 月 日」のように後で書き込めるように日付部分を空白にしておきます。

【法務局名】
管轄する法務局名を記載します。

申請人兼義務者代理人 千代田区霞が関一丁目1番1号
法務太郎
連絡先の電話番号 080-1234-5678

【申請人兼義務者代理人】
原則、登記申請は、権利者と義務者が申請書に住所と氏名とそして押印（義務者は実印）を行い申請します。金融機関の手続上、登記申請書に金融機関の実印は押印できません。そのため、ここでは権利者に委任するという形で登記申請を行います。

連絡先の電話番号は、平日の日中連絡を受けることのできる番号を記載します。

登録免許税 金 2,000円

【登録免許税】
申請する不動産1筆あたり1,000円です。ただし、20筆以上の場合何筆でも20,000円です。

敷地権（土地）付きのマンションの場合、敷地1筆に対し1,000円になるため、例えば部屋1つ敷地権2つの場合、登録免許税は3,000になります。

不動産の表示（ひな形の不必要な不動産は削除してご利用ください。）

※土地の場合

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
 所在 板橋区板橋一丁目
 地番 2 3 番
 地目 宅地
 地積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

※一戸建の場合

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
 所在 板橋区板橋一丁目 2 3 番地
 家屋番号 2 3 番
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき 2 階建
 床面積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
 2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

【不動産の表示】（全般）

※登記情報（登記事項証明書）参照

ひな形は、上から土地、一戸建、敷地権（土地）の付いているマンション、敷地権（土地）が付いていないマンションの順に記載しています。不要な不動産は削除してご利用ください。また、土地などが2筆など複数個ある場合は、コピーしてご利用ください。

【不動産の表示】（土地、一戸建）

※登記情報（登記事項証明書）参照

登記情報（登記事項証明書）のとおり入力します。不動産番号以外をすべて省略することもできます。記載例

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 [全頁]	不動産番号 0000000000000
地図番号 [全頁]	境界特定 [全頁]		
所在 特別区南都町一丁目 [全頁]			
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	特別区南都町一丁目101番1号の土地	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000,000円 利息 年2.0% (年3.65日割計算) 損害金 年1.5% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第2340号)
共同担保目録			
記号及び番号	(a)第2340号	調製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	[全頁]
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 101番の建物	1	[全頁]

※ 下段のあるものは特約事項であることを示す。 整理番号 D12445 (1/3) 1/2

※敷地権（土地）付きのマンションの場合

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

一棟の建物の表示

所 在 板橋区板橋一丁目23番地

建物の名称 板橋マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 板橋一丁目23番の301

建物の名称 301号

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 3階部分 60・12平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 板橋区板橋一丁目23番

地 目 宅地

地 積 500・00平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

符 号 2

所在及び地番 板橋区板橋一丁目24番

地 目 宅地

地 積 100・00平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

【不動産の表示】（敷地権（土地）付きのマンション）

※登記情報（登記事項証明書）参照

登記情報（登記事項証明書）のとおり入力します。

以下のとおり不動産番号と敷地権の種類及び敷地権の割合以外を省略することもできます。

記載例

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

※敷地権（土地）付いていないマンションの場合

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

一棟の建物の表示

所 在 板橋区板橋一丁目23番地

建物の名称 板橋マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 板橋一丁目23番の301

建物の名称 301号

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 3階部分 60・12平方メートル

【不動産の表示】（敷地権（土地）のついていないマンション）

※登記情報（登記事項証明書）参照

登記情報（登記事項証明書）のとおり入力します。

以下のとおり不動産番号以外をすべて省略することもできます。

記載例

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3